小 美 玉 農 政 第 331 号 令 和 6 年 11 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名 (市町村コード)		小美玉市
		(236)
地域名		羽鳥地区
(地域内農業集落名)		(羽鳥、大谷)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年10月24日
Imi我の桁来を取りる	まとめがこ十月 ロ	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

■現状【令和5年度末現在】

- ・担い手(認定農業者)の人数
 - 18経営体(うち70歳以上1経営体)

■課題

- ・生産者の高齢化や担い手が不足している。
- ・農地が分散して効率が悪い。
- ・ 資材、肥料の高騰による経費が増している。
- ・新たに耕作するための農地が不足している。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・農産物をブランド化し、もうかる農業を実現する。
 - 新規参入を進めるための農作業をマニュアル化する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	397 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	397 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
	(1)農用地の集積、集約化の方針					
	・同作物で農地を集約して効率的な農業を行い、耕作放棄地を解消する。					
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	・農地のマッチングができる話し合いの場を作り、農地中間管理機構の利用を促進し、農地の集積・集約化を					
	める。					
	(3)基盤整備事業への取組方針					
	・区画やパイプラインを整備して効率を上げる。					
	・土水路の更新する。 対出会を活用して軟件の名出を超減せる					
	・補助金を活用して整備の負担を軽減する。					
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針					
	・交通の便が良く暮らしやすい地域を活かし、選ばれる就農地となるためのPRを実施する。					
	・新規就農者への手厚い支援をする。 ・就農体験できる仕組みづくりを進める。					
	・					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針					
	・JAによる短期外国人の作業受託を活用する。 は、LVLは要託知嫌を活用する。					
	・法人化した受託組織を活用する。 					
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)					
	□ □ ① 鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他					
	【選択した上記の取組方針】					